

## 第3期観音寺市人口ビジョン策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要項

第3期観音寺市人口ビジョン策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式の詳細については、下記のとおりとする。

### 記

#### 1 業務概要

##### (1) 業務名

第3期観音寺市人口ビジョン策定支援業務委託

##### (2) 目的

本市では、令和2年3月に市の人口の現状を分析し、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示した「第2期観音寺市人口ビジョン」を策定した。この策定から5年が経過するため、最新の人口に関する各種データを用いた分析を行い、改めて本市の目指すべき将来の方向性を示すため、観音寺市人口ビジョンの改訂を行う。

##### (3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

##### (4) 契約限度額

781,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

##### (5) 業務内容

別紙「第3期観音寺市人口ビジョン策定支援業務委託仕様書」のとおり

##### (6) 業務担当部課

観音寺市政策部ふるさと活力創生課

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

電話：0875-23-7803 FAX：0875-23-3920

E-mail：sousei@city.kanonji.lg.jp

#### 2 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす法人に限るものとする。

- (1) 観音寺市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年観音寺市告示第116号）第2条第1項に規定する入札参加資格を得ていること。なお、参加資格を有さない場合は、令和6年7月4日（木）までに同条第2項に規定する申請手続を完了していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 参加表明の日から契約締結日まで、自治体から指名停止、指名回避等の措置を受けていない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法

律第 154 号) による更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(6) 次に掲げる団体でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体

イ 政治上の主義を推進し、支持し、若しくはこれに反対することを主たる目的としている団体又は特定の公職 (公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 3 条に規定する公職をいう。) の候補者 (当該候補者になろうとする者を含む。) 若しくは公職に当たる者若しくは政党を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的としている団体

ウ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている団体

(7) 本業務を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有しており、かつ、経営状況及び財務状況が良好であること。

(8) 地方公共団体において、総合振興計画、人口推計、地域経済分析等の関連業務を受託し、適切に履行した業務実績を有していること。

### 3 プロポーザル参加申込み手続等

(1) 本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

ア プロポーザル方式参加申込書 (様式 I)

イ 会社概要関係書類

資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴、営業所等が確認できるもの

ウ 会社・法人の登記事項証明書 (発行後 3 か月以内の原本又は写し)

エ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書 (発行後 3 か月以内の原本又は写し)

(2) 提出部数：各 1 部

(3) 参加申込書等の提出方法、提出先及び提出期限

ア 提出方法：持参 (土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までの間) 又は郵送 (書留での郵送に限る。)

イ 提出先：観音寺市政策部ふるさと活力創生課 (1 業務概要の (6) 業務担当部課に同じ)

ウ 提出期限：令和 6 年 7 月 4 日 (木) 午後 5 時必着

(郵送の場合は、7 月 4 日の消印まで有効とする。)

### 4 質問の受付及び回答

(1) 本プロポーザルに関する質問は質問書 (様式 II) により行うものとし、持参、郵送、FAX 又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。

(2) 質問書の提出先及び提出期限

ア 提出先：観音寺市政策部ふるさと活力創生課（1業務概要の(6)業務担当部課に同じ）

イ 提出期限：令和6年7月4日（木）午後5時必着

（郵送の場合は、7月4日の消印まで有効とする。）

(3) 質問に対する回答

令和6年7月8日（月）午後5時までに、全参加者に電子メールにより回答するとともに、本市ホームページに掲載する。

5 提案書等の提出

(1) 参加事業者は、本プロポーザルの実施にかかる以下の書類を作成の上、提出期限までに提出すること。

ア 提案書：1部（様式Ⅲ－表紙）

イ 見積書：1部（様式Ⅳ）、見積内訳書（様式自由）

ウ 実績確認調書：1部（様式Ⅴ、様式Ⅵ、様式Ⅶ、様式Ⅷ）

エ 提案内容：10部（スケジュール、業務執行体制、策定支援手法等）

(2) 提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

ア 提出方法：持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間）又は郵送（書留での郵送に限る。）

イ 提出先：観音寺市政策部ふるさと活力創生課（1業務概要の(6)業務担当部課に同じ）

ウ 提出期限：令和6年7月11日（木）午後5時必着

（郵送の場合は、7月11日の消印まで有効とする。）

6 提案書の作成方法

(1) A4版普通紙を使用する。（A3版折込頁の挿入は可とする。）

(2) 下部余白に頁番号を付すること。

(3) 記載する内容については、各者の相違と工夫により、簡潔明瞭に作成すること。図示、着色は自由とする。

(4) 会社名、ロゴマーク等、参加事業者が特定できる内容は記載しないこと。

7 評価（審査）基準

(1) 本プロポーザルの評価（審査）方法

ア 書類審査型プロポーザルとする。

イ 市職員8名による評価委員会で評価（審査）を行い、委員の採点を集計し、合計得点6割以上を満了した者の中から受託候補者を選定する。

(2) プロポーザル提出者の評価（審査）基準

評価項目	評価の着目点・判断基準	評価点
①会社の過去10年間における業務実績（※）	・人口ビジョン策定業務等の受注実績はどの程度あるか。 ・総合振興計画や人口推計、地域経済分析等の関連業務を受注した実績はどの程度あるか。	10点
②業務責任者の過去10年間における業務実績（提案書に記載した業務責任者に限る）（※）	・人口ビジョン策定業務等の業務責任者としての実績はどの程度あるか。 ・総合振興計画や人口推計、地域経済分析等の関連業務の業務責任者としての実績はどの程度あるか。	10点
③業務実施（支援）体制	・業務の適正な履行が可能な業務執行体制となっているか。	5点
④業務内容の理解度	・本支援業務の趣旨及び目的を十分理解しているか。 ・地方創生に関する国内の状況（国、県の動向）等を踏まえた提案となっているか。	10点
⑤スケジュール	・策定支援のスケジュールが無理なく対応できる作業工程となっているか。	5点
⑥計画性・分析力	・策定のために適した分析方法となっているか。 ・関連資料の収集分析が適切に行えるか。	10点
⑦企画力・説得力（アピール度）	・構成及びその内容に説得力があるか。 ・仕様書に示された事項に加えて、本業務を充実させる独自の提案はあるか。	10点
⑧地域精通度	・本市の特性、状況、課題を踏まえた提案となっているか。	10点
⑨関連計画への理解度	・観音寺市地方創生総合戦略を含む、本市の関連計画への理解度はどの程度か。	10点
⑩見積金額	・適正な見積金額であるか。（最低見積金額／提案者の見積金額）	20点
合 計		100点

※業務実績については令和6年3月31日現在

### (3) 評価委員会

受託候補者の特定までに関わる評価（審査）は、次の委員による評価委員会で行う。

委員長 副市長

副委員長 政策部長

委員 総務部長、市民部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長、教育部長

### 8 無効となる提案書

提案書がこの実施要項に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合には、無効となることがある。

### 9 日程（予定）

公募開始	令和6年6月20日（木）
参加申し込み	令和6年6月20日（木）～7月4日（木）※当日消印有効
質問の受付	令和6年6月20日（木）～7月4日（木）※当日消印有効
質問の回答	令和6年7月8日（月）
提案書等の提出期限	令和6年7月11日（木）※当日消印有効
評価委員会、結果通知	令和6年7月下旬（予定）

### 10 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出する提案は各者1件とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルに関して必要な事務の範囲内で複製を作成する。
- (5) 提出された書類等は、観音寺市情報公開条例（平成25年観音寺市条例第2号）の対象になる行政文書に当たり、情報公開請求に基づき本市の判断により公開する場合がある。
- (6) 参加申込者が1者のみの場合も審査を実施する。なお、その場合において、提案者の採点結果が6割に満たない場合は、受託候補者として選定しない。
- (7) プロポーザル方式参加申込書提出以後に諸事情により辞退する場合は、辞退書（様式Ⅹ）を提出すること。